

第 2 部

八潮市の男女共同参画 推進施策の実施状況

- 1 男女共同参画を推進するための基本理念
- 2 第4次八潮市男女共同参画プランについて
- 3 第4次八潮市男女共同参画プランの
施策の実施状況について

1 男女共同参画を推進するための基本理念

八潮市では、平成 15 年 12 月 25 日に八潮市男女共同参画推進条例（八潮市条例第 26 号）を制定し、その中で、男女共同参画を推進するため 7 つの基本的な考え方を、基本理念として定めています。

本条例で定めた 7 つの基本理念は、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく市町村男女共同参画計画である「第 4 次八潮市男女共同参画プラン」において踏襲し、本市の男女共同参画を推進するための施策へと展開していきます。



八潮市男女共同参画条例の 7 つの基本理念



- ① 全ての人の人権の尊重、性別による差別的取扱いの禁止、能力を發揮する機会の平等
- ② 制度・慣行が見直され、男女が互いに平等で相互に尊重する社会
- ③ 計画立案・決定に積極的に参画する機会の確保による、男女が対等で相互に尊重しつつ協働できる社会
- ④ 男女の互いの協力と責任による家庭・社会生活における活動の展開
- ⑤ 社会のあらゆる場からのあらゆる形態の暴力の根絶
- ⑥ 男女の生涯を通じての互いの性の理解、健康な生活を営む権利の確保と、性と生殖に関する女性の自己決定の尊重
- ⑦ 国際社会の動向への留意

2 第4次八潮市男女共同参画プランについて

第4次八潮市男女共同参画プラン（計画期間：平成28年度～37年度）

4つの基本目標

1

あらゆる分野における男女共同参画の実現

性別に関係なく
アイデアを出し、新たな
チャレンジができるよう、人材
の育成を図ります。
若者男女が互いの問題や目標を共有
し、常時・非常時共に女性に負担が偏る
ことのないように努め、職場や家庭
生活、地域活動での男女共同参
画を促進します。

2

安全・安心な地域
社会の実現

DVやセクハラ・
モラハラ・マタハラ・パワハラ
等さまざまなハラスメントに対する
予防のための啓発活動や相談体制を充
実することによって、被害者が少しでも
早く安心して社会生活を送ることがで
きるよう、関係機関及び関係各課
が連携し、予防と自立支援の
両面から支援します。

3

男女平等・男女共同
参画の意識づくり

女性、子供、
高齢者、障がい者、外国人、
LGBT*¹（性的マイノリティ）等
すべての人の人権が尊重され、差別を
受けることがあってはならないという
意識を醸成するため、家庭、学校、地域、
職場などあらゆる場で人権尊重の
意識の高揚をめざします。

4

いきいきと暮ら
せる基盤づくり

仕事・家事・
育児・介護は性別に関係なく
協力して行うものです。
「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ
（性と生殖に関する健康と権利）や「ワ
ーク・ライフ・バランス」の視点に立ち、
育児・介護や高齢者や障がいのある
人への支援等の充実によりいき
いきと暮らせるよう基盤
強化を図ります。

3 第4次八潮市男女共同参画プランの施策の実施状況について

誰もが自分らしく、輝いて暮らせるまちをめざして

第4次八潮市男女共同参画プランでは、4つの基本目標を達成するため、下記のとおり施策の取り組みの方向性を定め、各施策を実施します。

